

認可保育園の申込書受付時の確認不足による 内定通知の遅延について

区において、区内認可保育園の令和6年4月入園希望者の1名の申込書類を見落とし、内定通知の交付が遅延する事象が発生しました。

区は再発防止に向け、区民から受理した申請書類等について適切に取り扱い、事務処理を厳正に期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

令和6年2月1日（木曜）、区民の方から区へ、「区内認可保育園の4月入園の内定結果通知が届いておらず、入園の可否等、状況を確認したい。」と連絡がありました。

対象の方の提出書類を確認したところ、ご本人の申込書類を職員が処理済みとして誤って判断し、入園手続きの対象外とされていたことが発覚しました。

区は、急いで保育園の入園調整を行い、対象の方に直接お会いして謝罪しました。

令和6年2月16日（金曜）ご本人の希望の保育園に入園が可能となったため、電話で内定を連絡しました。

令和6年2月26日（月曜）保育園の面談および健康診断等を記載した、保育園の内定通知を発送しました。

2 原因

区が電子データで申請された保育園の申込書類を処理する際、受付および申込書類の收受簿への入力も不十分にも関わらず、処理済みとしたため、入園手続きの対象者から漏れ、入園の調整がされていませんでした。

3 再発防止策

区民から送付された申込書類等は、收受簿への入力と受領した書類の突合を複数の職員で行うことを徹底してまいります。

また、電子申請においては、主な担当者のみではなく、複数の担当者が処理状況を確認できるよう処理手順の徹底を図ってまいります。

併せて、電子申請の受領処理を簡素に誤りなく行えるよう、業務フローの見直しを行います。

区は、二度とこのようなことが発生しないよう、慎重に事務処理を行い、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。